

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

続いて通告 7 番 1 2 番 井上光三君の一般質問を行います。

1 2 番 井上光三君。

○1 2 番議員（井上光三君）

それでは、通告者の最後ですけれども、よろしくお願いをいたします。2 点ございます。

それでは早速ですが、1 点目の政策の実現と協働につきまして、お伺いしたいと思います。

望月町長が誕生しまして、1 年が経過しました。2 回目の予算編成を行ったところでありますが、そこで政策の実現と協働についての考え方について、数点お伺いしたいと思います。

まず 1 点目ですね、(1) です。町長は、1 2 月定例会におきまして、私の一般質問に対してですが、総合計画の見直しはしないと答弁されました。これはこれでよろしいかと思いますが、その時にですね、私は議員として総合計画の中で、例えば実施計画の見直しがされていないと、どういうふうにチェックするのかなというふうな思いがありましたので、ただその時にはしないということと、その時にですね、私はトップが代わったら見直すべきだという質問に対して、私のそういう考え方のほうが勘違いじゃないかっていう答弁もありましたので、私はそのあと勉強をさせていただきまして、いろんな資料、町長の公約あるいは広報等見ましてですね、これが今回の予算編成にどうつながっているのかと、自分なりに解釈し自分なりに当てはめてみました。そこで分からない部分がありますので、今回ですね、対話と現場主義による協働のまちづくりに向けて、当初予算の編成方針にですね、どのような指示をしたのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。総合計画の見直しをしないということなんですが、私自身、総合計画というのはですね、やはり町長が代わって町の政策、大きい幅です。この政策がぶれてしまつてとんでもないところに行つてしまつてはいけないという、これ政治家としての思いを持っています。ですから、私が町長になってからといって、これまでの計画してきた、大きい幅の、範囲の総合計画、方向性ですね。それがですね、とんでもない方向に行つてしまうわけにいかないということ。そのガイドレールに沿った中で、私の考えているまちづくりを行つていくということでございますから、そういう観点のもと、総合計画の見直しはしないというような答弁をさせていただいたところでございます。また、令和 5 年度の当初予算編成にあたりましては、各所属の課長等に対し、限られた財源を有効に活用するための考え方を指示いたしました。まさに質素儉約の指示でございます。その内容は、緊急度、重要度による事業の選択を行うこと。新規事業については、目的や成果目標を明確にすること。財源の確保に向けた取り組みを推進すること。各課間の連携を強化し、行政がやるべきことを確実に遂行していくこと等でございます。私といたしましては、こうした考え方を実行することにより、継続的に安定した財政の維持が図れるものと考えております。こうした積み重ねにより、総合計画に基づく各種事業の実施に結びつき、行政と住民の協働に

よる、まちづくりにつながるものであると考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ちょっと総合計画の話になりますけれども、私は総合計画の基本構想、基本計画自体を変えろということではなくてですね、私らが、先ほどPDCAの話がありましたけれども、PDCAのプランの部分について、我々がチェックする部分が実施計画、たまたま実施計画が今年度は後期の1年目でしたから、その辺が我々議員がチェックしやすいように見直しされていれば、予算にしても事業を推進しても、チェックできるのかなと思って、前回そういう質問をしたわけですから、そこだけのご理解いただきたいと思います。ちょっと再質問ですが、いま町長のやはり公約のとおりですね、対話と現場主義による協働のまちづくり、大体の構想をお伺いしました。12月の21日にですね、全員協議会で当初予算の予算編成の方針について、説明をいただきました。その中で、ちょっと細かいところになって申しわけないんですが、まずシーリングはしないということがありましたけれども、これによって各課でばらつきが出たのか出ないのか。シーリングしないってことで、今まではここまでで要求してくださいということになれば、ある程度課はバランスが良くなるんですが、ある一定の課によっては、町長の方針に基づいて、かなり増えているのか、ある一定の課は減ってるのか。その辺状況だけちょっとお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 樋口一也君。

○財務課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。予算編成方針で掲げたその方針の中に、シーリングは実施しないということでございます。これについては、原油価格、物価高騰による影響がありましたので、こういうことを、令和4年度補正予算でかなりまたお願いしたっていうケースがございました。ですから令和5年度については、こういう経常的経費で、光熱水費等に係るものについては、これはもうシーリングをせずに、掛かった分だけ実績に基づいて計上してくださいということの指示です。ですので、各課にばらつきが起きるというものではございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

じゃあもう1点、これから後の質問にも関わってくるんですが、もう1点、その予算編成の方針でですね、再質問。新規事業を行なった時には、既存の事業を廃止するというのは、基本方針の説明を受けたんですが、これは後の質問にちょっと関わってくるんですが、そういった廃止した事業ってのはあるんですか、ないんですか。そこだけちょっとお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

申し訳ない。ただ予算編成方針の説明を受けたから、それを話をしたんですが、後のほうで関わってきますから、そこは後のほうで質問の中に入ってきますので、撤回します。

2番目のですね、質問に入ります。広報2月号で、協働のまちづくりの考え方が掲載されました。町の取り組み内容について、公約に則してですね、新たな事業は計画されているのかお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。協働によるまちづくりを推進していくためには、行政、地域住民、ボランティア団体や企業などが協力し、対等な立場で課題解決に取り組むことが必要であると考えております。こうした中、公約に即した新たな事業として、また「県内トップクラスの子育て支援を目指す」施策として、3歳未満児に係る保育料の無料を、「地域内の経済を活性化させる」施策として、観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となる観光地域づくり法人DMOを設立するため、政策秘書課内に担当部署の設置を、また「財政の健全化を目指す」施策として、企業版ふるさと納税を活用した自治会活動応援交付金の創設等を計画しているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

新しい事業推進についてはですね、町長の本議会の最初の所信表明のあいさつの中で、いろんな説明をいただきました。私も、これはこういうふうにするんだというふうなことで、納得をしますし理解もしますし評価をしたいと思いますが、なかなか私に見えてこないのが、この協働のまちづくりっていうのが、どこにこの事業のどこが何がどこにつながっているかっていうのが、なかなか分からないんです。私も、自分なりに調べてみましたけれども、なかなか分からない。自分の想定では、これがこうだろうと分かるんですが、その辺がどういうふうに協働のまちづくりが新規事業につながっているのか。もし分かればお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。協働によるまちづくりを推進していくためには、その主役となる地域住民の皆様が、この地域での暮らしやすさを実感できる施策を実施していくことが必要であると考えております。こうした取り組みとして、先ほど答弁をいたしました子育て支援のさらなる充実や、まちづくりの核となる組織である、自治会の活動をさらに応援していくための交付金など、地域コミュニティの充実を着実に推進していくことが、やがて協働につながるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

いくつかのいろんな新規事業がありますんで、私また評価して、我々議会としても町民としても協力できるものは協力していきたいと思ってます。一部にですね、住民に対しては積極的に説明していかないとならない部分があるかと思うんですよ。私ら議員やっけていても、なかなか分からない点があるんで。例えば、今回、当初予算に出されている地域に関わるような事業は、いつどこでどういうふうに住民に説明していくのか、お伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。コロナ禍という状況でありですね、多くの各地区に出向いて、広く住民の皆さんの意見を聞く機会がですね、このところございませんでした。次年度に向けては、総合計画の見直し、国土強靱化計画の見直し等ですね、地域を歩く機会が増えますので、そういう場やですね、あと区長会での意見交換、そして、町長とのほっとミーティング。こういうところを通して、町の政策、施策について、そして、町長が目指す協働のまちづくりについて、説明をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

住民も大いに期待しているところがありますんで、ぜひお願いしたいんですが、実は先日ですね、3月3日の新聞でDMOのところが出ました。これはまだ、議会で諮って、とおってないんですが、議会に提案というふうな内容であったと思いますけれども、それはそれでよろしいと思い、それが新聞に出たんで、私は住民からこれはどういうことだ、どういうもんだ、良いことじゃないかという話はもらったんですけれども。そういうこと大変に住民もいろんなところで注目をしてますんでね、内容によってはいつ示されるかっていうのは。タウンミーティングのところは、またあとのほうで質問いたしますけれども、例えば区長会なりでぜひ積極的に本議会が通った後、なるべく早目にですね、こういうことをやるんだと説明をしていただきたいと思います。

それでは、3番目、(3)に移ります。2月号ですね、やはり広報2月号の「協働のまちづくりのイメージ」に、行政の役割として、事業や業務の見直しっていうのがあるんですね。先ほど、宇田川議員が事務事業評価について伺いました。ちょっと重なるところがあるかもしれませんが、今年度の見直しはどのように行ったのかお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。本年度の事業や業務の見直しにつきましては、各課から提出された、事務事業21件、補助金92件について実施をしたところであります。こう

した中、事業や補助金の立案の経緯、目的の妥当性、事業の成果に対する検証を行いました
が、早急に見直しを必要とする案件はございませんでした。今後も、事業や業務の妥当性や
効率化、また、町民サービスの向上を図るため、随時検証をし、必要であれば見直しを行っ
て参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

この事業の見直しにつきましてはですね、やはり広報の2月号のまちづくりのイメージの
中に、行政の役割として事業、業務の見直しってのが明記されてるんですよ。それとです
ね、やはり12月議会の私の一般質問に対して、行財政の健全化に対する質問に対してです
ね、既存事業の見直しを行うっていうふうに答弁をいただいているんです。実際には、今答弁
をいただいたところでは、評価はしたけれども実際には見直しがなかったということ。この
辺についての、事業の見直しを行うことを言っていたところが行わなかった。もう1度、ど
ういうことなのか説明をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。早急に見直しを必要とする事業はなかったも
のの、委託先とのですね調整が整い次第、廃止に向けた準備をしていくものはいくつかござ
いました。こうした状況下の中ですけれども、今後も限られた財源を有効活用していく観点
から、さらに精度の高い事務事業の評価を行って参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

やはり、先ほど前の議員さん達もですね、財政の健全化の質問もあったように、やはり今
後税収が減っていく中で、どうやってやっていくかっていうのは、大変ご苦労があるかと思
いますが、その辺はしっかりと見極めてですね、評価をしっかりとしてもらいたいというふう
に思います。そこでもう1度再質問いきます。再質問で、評価のところですね、私が12
月議会の行財政の健全化に対する質問に対して、住民の意見も反映しながら見直しを行うと
いうのがあったんですね。この住民の意見を反映しながらっていう方法をどう取られたのか
ですね。そこの辺をちょっとお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほどの答弁と一部重なりますけれども、区長会での
意見。そして、町長とのほっとミーティング。これは4地区と行いました。そういうとこ
でですね、聴取した意見をもとに、地域経済の活性化や中山間地域が抱えている課題解決を
図るため、それに必要な予算の計上を行なったところであります。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

事業の、町の事業、事務事業等々の評価についてはですね、こちらでこういうものというふうに示さないと、区長会とかですね、ほんとミーティングでは、今やっている事業に対しての評価とか見直しとかってのは、なかなか分かりにくいんですね、住民の場合はですね。提示して、こういう事業についてどうですかというやり方を今後していかないと、いけないと思うんですが、それ以外にいろんな方法があると思いますよ。いろんな方法がね。その辺どうなのでしょう。今後は住民の意見を聞くのに、今既存の事務事業を評価してもらうのに、どういうやり方があるのか考えてますか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。これも、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、各地区に出向いてですね、それぞれ政策について説明をしながら評価の判断をしていただく、そしてまた皆さんのですね、意見を聞きながらそれを予算に反映させていくことが必要であると考えておりますので、そんな取り組みを今後して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

ぜひ、やってください。町長は住民との対話を大変重視されてますんで、私らも議員とは言っても町民の一人ですから、私らのアイデアを出したいと思ってますんでお願いします。

それではですね、次に（4）ですね。コロナ禍におきましてですね、タウンミーティングの開催は大変難しいと思うんですが、これまでちょっと、前の答弁の時にほんとミーティングはやりました、区長会にも説明しましたっていうのは、ほんとミーティングは2回ですかね、というような答弁がありましたけれども、こういう時に地域住民を代表する区長会においてですね、公約実現に向けた政策を説明することができるかできないかお伺いをいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。タウンミーティングは、公約実現に向けた政策の説明や意見交換を行う場であるとともに、地域における課題や将来像の意見を出し合い、問題意識の共有化を図りながら、地域としてどのような施策を優先的に取り組んでいくべきか、行政にはどのような施策を優先的に取り組んでほしいか、優先施策を抽出する場でもあります。また、区長会においては、これまでも新規重要事業の実施にあたっては、その都度説明を行っているところであります。こうしたことから、タウンミーティングは可能な限り開催をし

て参りますが、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、開催できない場合については、区長会において政策の説明や意見交換等を行って参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問ですが、ぜひこれはお願いしたいと思ってます。コロナの状況の話も先ほどから出ていますし、5月になれば第5類に指定されるからという話なんですけど、今のところ予定としてですね、タウンミーティングは明年度の予定ですね。何月ぐらいにとかっていう予定が、今計画にありますか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在のところですね、何月からスタートするというような状況は、まだ考えておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

分かりました。町長の公約、あいさつの中でもお伺いしてますし、いろんな資料、ホームページあるいは広報等で、私なりに勉強もして、これはこうだって評価をさせていただいてますので、ぜひですね、円滑に進むようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の大きな2番の質問に入ります。大柳川溪流公園の管理についてですね。ここに入りたいと思います。大柳川溪流公園の管理につきましては、所信表明で町長からも、こういうことをやっていきたいというのはありました。この間については、令和3年12月の議会、それから令和4年6月議会において、鮫田議員の一般質問がありました。そして、その6月議会の中でですね、答弁がですね、条例改正を行なったのち、指定管理の公募を行なっていくという答弁がありました。しかしそのあと、11月25日の全員協議会で、このときに資料がありませんでしたけれども、指定管理ではなく、行政財産の貸付で管理を行なっていくと説明があったんですね。私はその時、円滑に運営できれば、また利用者にとってそちらのほうが良いのであれば、それでも良いのかなと思ってたんですが。この広報1月号において、管理者の募集記事が掲載されました。募集内容等を精査しましたら、いくつかの疑問点がありましたので、何点か質問をさせていただきますが、まず（1）ですね。指定管理者制度を導入しない理由。これはいったん説明を受けたんですが、もう一度ですね、どうして指定管理者制度ではないのかという説明をいただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。指定管理者制度を導入するには、大柳川溪流公園独自の管理条例の制定が必要となります。この大柳川溪流公園に関しましては、管理条例を

設置した場合、指定管理を行う者が使用料の決定や施設の利用方法などに制約を受けてしまい、自由な運営が難しくなると考えております。また、指定管理者の応募がなかった場合や、指定管理者が管理の更新を行わず、後継となる者が現れなかった場合には、条例に基づき町が使用申請や使用料の徴収などを行わなければならない、現在の体制ではこれらの事務を行うことは困難であるため、指定管理者制度ではなく、行政財産の貸し付けによる管理としたところ です。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問になりますけれども、私はこの施設は、公共投資して税金を使って施設整備しますので、公の施設というふうに理解をしてるんです。公の施設っていうのは、町が管理するか指定管理者を導入するか、これ地方自治法で定められているんですね。改めて地方自治法を言うつもりはありませんけれども、地方自治法の244条第1項に公の施設の定義があるんです。これが公の施設としますね。公の施設は、指定管理でやるべきだというふうな思いがあるんですが、これが今度は行政財産使用で貸し出すということなんですから、また244条の2項にですね、公の施設の設置、この目的を達成するために必要があるときは、この指定管理できると指定管理制度について説明をいただいているんです。それを読み取ると、これやはり指定管理ではないかなと思うんですが、改めてですね、行政財産貸付に至った経緯というか、このほうが。先ほどの説明を受けますと、条例を作らなければいけないとかですね、こういった場合は、不都合が生じるとかそれはやり方だと思うんですが、その辺をもう1度ちょっと確認をしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町といたしましても、今回の大柳川溪流公園の管理につきましては、地方自治法に規定がある指定管理者制度による管理を考え、指定管理に必要な条例、案になりますけれども作成をいたしました。先ほどの答弁でも申しましたとおり、条例を制定した場合のデメリットが多く、指定管理者制度による管理方法ではなく、行政財産の使用許可による管理を行うことといたしました。この指定管理者制度につきましては、現在町のこの大柳川溪流公園が規程されている条例、富士川町公園条例には、管理上必要と認めるときは町長が指定する者に管理をさせることができるという条文がございます。この条文に関しましては、指定管理者制度のみを規定したものではなく、指定管理者制度ではなくても、町長が管理上必要と認めるときは、指定する者に管理をさせることができるとなっておりますので、今回の行政財産使用による管理としたところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

公園条例、町の公園条例にですね、こう書かれて、こうなってるんですね。公園条例の第

4条公園の管理は、富士川町が行う。ただし、管理上必要と認めるときは、町長が指定する者に管理させることができる。これまさに指定管理者がというふうに思うんですが。先ほどの説明で、行政財産の貸付のほうが、今のところ円滑にいくという説明ですから、あえて言いませんけれども、あとのほうでまた、この行政財産使用に關しての質問をさせていただきますので、これあとに関わりますから、(2)に入ります。

(2) がですね、行政財産使用料は、付屬施設や水道・電氣などの整備済みの施設やインフラを加味した金額となっているかをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。納めていただく使用料は、富士川町行政財産使用料条例に基づいており、徴収種類を土地・建物・工作物と定め、使用区分に応じて使用料を徴収することとしております。トイレなどの付屬施設、水道、電氣などのインフラ設備は、条例上該当するものではないため、使用料算定には加味しておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問させていただきますが、今の答弁でいきますと、例えばトイレなどの付屬施設、水道電氣などのインフラ設備は、条例上該当するのではない。で使用料算定してるということですね。使用料の条例でいきますとですね、土地、建物、工作物ってあるんですよ、使用料条例の中では。その建物っていうのが、その中には、今言ったところは入らないということなんですか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、町の使用料条例、行政財産使用料条例の中では、該当にならないと判断しております。またトイレにつきましては、建物という見方もあるんですけども、トイレにつきましては、大柳川溪流公園内を散策する方々も使う施設というふうに、町のほうでは判断しておりまして、誰でも使えるようにということの中から、今までどおり町が管理をして、誰でも使えるトイレとして管理をすることにしておりまして、今回の行政財産の使用の範囲内には入れておらない。いわゆる使用料を徴収する面積の中には入っていないということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問なりますけれども、これ使用料、募集要項っていうかあれを見ますと、年額18万でしたっけ。18万ですね、その試算は土地だけの基準で算定されたということでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。お見込みとおり、使用料算定につきましては、貸し出す土地の面積に使用料をかけ、富士川町行政財産使用料条例に基づいた金額となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

次に、（3）に移ります。（3）ですね、公園利用者からの利用料は何に基づき徴収するのでしょうかというところですが、使用料を払って管理するわけですから、なんか収入がないとやっていけませんよね。管理者。これ何に基づいて、徴収されるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回募集を行なった、行政財産の使用許可による管理方法では、指定管理者制度とは異なり、町の条例などによる規制がないため、管理を行う者が自らの資金計画に基づき、経営を行う上で必要な公園の利用料を定め、徴収を行うこととなります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これ再質問ですが、そうしますと、町は管理者に貸し付けてるだけで、あと何にも関わらないような感じに、イメージになるんですよね。例えば、利用について町民と町外の、いわゆる町民には利用料に何か有利なことがあるのかどうか。出された計画書の中ではどういふような計画書になっていたのか。分かりましたらお願いします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。公園施設の利用に関することにつきましては、管理者が自らの経営計画に基づき決定するものであります。現段階では、管理者も決定されておらない状況ですし、どのような経営を行うのかという確認ができておりません。ですので、先ほどの議員のご質問にありました、町民、例えば優遇とかですね、そういったことは、あくまでも公園管理者が自分の経営計画の中で、それが収穫につながるものという判断があれば、そういった形の優遇等々も考えられますが、現段階では町のほうでは、どのような形になるのかというのは分からないという状況であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問です。そうしますとですね、これ管理者が設定した利用料で、自由に利用できますって言って、町があまり関わってこない。町の条例でも何もそこは条例でも作らないということなんですよ。私はこの事業、これコロナ禍の状況なかで、あそこ聞くとところによりまして非常に利用者が多かったというんですね、キャンプ。相当な数がいたと。これはずっと無料だったんですね。私はもう観光振興事業につながると思ってるんですよ。ですから公園管理というよりも観光振興事業として指定管理をつくって、管理をお任せしたほうが良いかと思ってるんですが、そうじゃないということですね。これ利用料を管理者が独自に設定して、町が管理しません。これ将来的に何か、私もトラブルが予想されるような感じがするんです。その辺まで含めて、検討されたということによろしいのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この大柳川溪流公園の管理につきましては、町が全くですね、関係をしないとかそういうことではございません。もちろん、応募者が決定をいたしましたら、この富士川町大柳川溪流公園の貸し付けに伴う、基本管理協定という形の中で、協定を結ばさせていただいて、それが条例に代わるものというような形にもなろうかと思えます。また、条例につきましては、先ほども申しました富士川町公園条例の中に、さまざまな禁止条項等あります。また公園利用について、禁止してるところもございまして、それをやろうと思うときには、すべて町長の許可が必要と、公園管理者である市長等の許可が必要となっておりますので、そこら辺は管理者が決定したのちに、協議の中でこういう経営を行ないたいという相談の中で、各項目について使用許可を出して、町が管理といいますか管理者に対して指導を行っていきたいというようなことを考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問です。今後は公園条例だけで、管理者の動向を見ていくということで。そうしますと、公園担当課が、すべてここを見ながらということで、もう一度確認ですね、公園条例は、条例だけでやっていきますよ。公園管理の担当課が見ていきますよということでよろしいんですか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。先ほども申しましたとおり、その公園、富士川町公園条例、また今回の貸し付けに係る基本協定の中で、行なっていきたいと思っておりますので、これは現在土木整備課で担当しております、公園の管理に関してしている担当が行なっていくというように考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

その辺の管理は、ぜひお願いしますし、私は先ほど申し上げましたように、これ観光振興にもつながるんで、産業振興課とも連携をとってやっていただきたいと思います。

それでは、（４）に移ります。（４）これ管理者、利用料を徴収します。営業益が出た場合ですね、町への納付金というのは発生するのでしょうか。伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、応募者から提出されている資金計画の年間収支計画では、公園施設の管理に関する人件費や維持管理費などの経費が掛かるため、多くの営業収益は見込んでおりません。町といたしましても、公園管理者が適切な収益を確保することで、長期間に渡り経営が成り立つ管理運営ができると考えているため、営業益を町に納付させることは考えておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問です。私は先ほどから、アウトソーシング、民間に委託したらという話も出ていますから、こうして積極的に民間に委託するっていうのは大変賛成ですし、ぜひやっていただきたいんですが、これ計画書を出していただきました、年間の大体収入がこうですと。これ大幅に収入があった時にですね、おそらく年間の結果についても報告をしてもらうようなんでしょうけども、大幅な収入があった時っていうのは、そのままなんでしょうか。考えがあるんでしょうか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、この大柳川溪流公園に関しましては、無料の施設ということで、町が年間どのくらいの方々が利用しているか、どのような方々が来るかっていうデータを持ち合わせておりませんので、今回のこの管理者制度におきまして、どの程度のお客様が見込めるかというところは、未定でございます。この公園の管理制度につきましては1年間の貸し出しと、1年間の行政財産の使用許可という形になりますので、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、1年間を通してですね、1度その収支結果等々を加味いたしまして、その後の対応を定めていきたいと思います。また、今回その収益を町に入れないということなんですけども、逆に指定管理者制度による指定管理料のような、町がその管理者に対して支出を行なうというようなことも考えておりませんので、1年間やってみて、みたところで考えて参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

再質問です。そうしますと、1年間実績を見て、場合によっては収益の一部を町にもらうとかですね、あるいは指定管理者制度をもう一度検討するとかっていうのは、それは1年間の実績でそれはあり得るのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 河原恵一君。

○土木整備課長（河原恵一君）

ただいまの質問にお答えいたします。どの程度の収益が上がるかということは、先ほど申しましたとおり、分からないというところではございますけれども、この町に関して収入を納付するような形も考えられますし、公園施設に対して壊れた施設を直すとかですね、そういった所に収益を使っていただくようなことも考えられますし、先ほどの答弁と被りますけれども、実際どの程度の収益があるかっていうところを見定めながら、また次年度の契約更新になるとか、そういった時に協定内容等々を協議して参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

これで終わりますけれども、私はこういった事業は指定管理者でやらないとおかしいんじゃないかっていう思いがありますし、更地を貸すわけではないんですよね。ある程度、町が作った施設設備があるわけです。そこには観光振興という事業も入ってくるわけなんです。しっかりとしたルールのもと、指定管理者制度というものはやっぱりやっていく必要があるかと思いますが、担当課が苦心をされて行政財産の貸し付けで、何とか上手くいくというふうなことです。私も1年間、見守っていきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告7番 12番 井上光三君の一般質問を終わります。
